

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 2 8 日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

} 殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和 7 年 5 月 14 日に四国局管内の林道の災害復旧工事箇所において重大災害が発生し、その概要が別添 1 のとおり林野庁業務課長から送付されました。

今回の重大災害は、災害により崩壊した林道復旧工事のため、バックホウを用い掘削土砂の移動作業を行っていたところ、地山と既設ブロック擁壁が下方に動き出したことにより、運転していたバックホウが谷側斜面に横転し、横転したバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれたことにより受災したものと推定されるものです。

労働安全衛生規則では、事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては誘導者を配置し、誘導させるほか、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならないとされています。（第 157 条：転落等の防止等）

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

別添 1

【機密性 2 情報】

(庁内限り)

事 務 連 絡

令和 7 年 8 月 22 日

各森林管理局

森林整備部長 殿

(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について（令和 7 年度 2 件目）

令和 7 年 5 月 14 日、四国森林管理局管内の林道事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、被災者は、災害により崩壊した林道復旧工事のため、バックホウを用い掘削土砂の移動作業を行っていたところ、地山と既設ブロック擁壁が下方に動き出したことにより、運転していたバックホウが谷側斜面に横転し、横転したバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれたことにより受災したものと推定されるものである。

本件は、何らかの原因により既設のブロック擁壁が崩壊したこと、事業者が運転者にシートベルトを使用させるよう必要な措置を講じさせずに作業が行われたことにより受災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

このため、各森林管理局署等においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、車両系建設機械に関する法令順守を始め、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」（令和 7 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(安衛則第154条関連)

- 2 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、上記1の調査結果に適応する作業計画を定めて作業を行わなければならない。

また、定めた作業計画の内容を関係労働者に周知させなければならない。

(安衛則第155条関連)

- 3 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、誘導者を配置し、当該車両系建設機械を誘導させなければならない。また、運転者は誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(安衛則第157条関連)

- 4 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械の転倒又は転落により運転者の危険が生じるおそれのある場所においては、転落時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(安衛則第157条の2 関連)

- 5 事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について形状、地質及び地層の状態等を調査し、適応する掘削の時期及び順序を定め作業を行わなければならない。

(安衛則第355条関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(調査及び記録)

第百五十四条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(作業計画)

第百五十五条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行なわなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 使用する車両系建設機械の種類及び能力
- 二 車両系建設機械の運行経路
- 三 車両系建設機械による作業の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号及び第三号の事項について関係労働者に周知させなければならない。

(転落等の防止等)

第百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

第百五十七条の二 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(作業箇所等の調査)

第百五十五条 事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。

一 形状、地質及び地層の状態

二 き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態

三 埋設物等の有無及び状態

四 高温のガス及び蒸気の有無及び状態

(別添)

令和 7 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概 況)

<林 野 庁 集 計>

令和7年5月30日現在

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計			2			1		3
前年度同期累計						1		1
前 年 度 計	3					5		8

※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

1 森林管理局・署等名	四国森林管理局 高知中部森林管理署
2 事 業 の 種 類	林道工事（災害復旧事業）
3 災 害 発 生 日 時 等	令和7年5月14日（水）10時40分頃 発生 （死亡確認：令和7年5月14日14時47分 死因：第2胸椎同脊髄切断によるショック）
4 災 害 発 生 場 所	高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林9林班
5 契 約 相 手 方	高知県香美市物部町大栃 1396 有限会社西野建設 代表取締役 西野 桂
6 事業実行事業体	同上
7 被 災 者 年 齢 等	年齢：62歳 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：健、厚、雇
8 従 事 作 業	掘削土砂の移動作業
9 災 害 の 概 況	当日、被災者は同僚A、Bと3名で、林道災害復旧工事箇所において、プレキャストコンクリートブロック積擁壁の地山掘削（床掘）作業に従事していた。 当該工事は、既設の路側コンクリートブロック積擁壁（以下「既設擁壁」という。）の根入れ部分が浸食崩壊し、既設擁壁下部から路体が流出したことから、既設擁壁を取り壊して新たにプレキャストコンクリートブロック積擁壁を施工するものである。 7時45分頃、被災者と同僚A、Bはミーティングを行い、8時00分頃から被災者がミニバックホウ（山積0.08m3）で床掘作業を行うために作設した仮設道を移動し、10時20分頃まで作業を行った。 10時20分頃から10時35分頃まで、同僚A、Bは、作業箇所付近の測量を行った。

【ここからは推定】	10 時 30 分頃、被災者は、バックホウ（山積 0.45m³）に乗り換えて作業箇所付近へ移動した。数回バックホウのバケットで掘削土砂をかき集めていたところ、10 時 40 分頃、地山と既設擁壁が下方に動き出し、後方で見っていた同僚が咄嗟に危険を知らせた直後、被災者がバックホウを左旋回し始めた際にバックホウが谷側に横転した。 バックホウは、谷側斜面に横転（反転）してキャタピラが上向きに、ブーム（作業装置の上腕部）とアーム（作業装置の前腕部）の接合部がV字に折畳まれた状態で地山斜面に突き刺さる様に停止し、被災者は、そのバックホウのアームと地山斜面に下半身を挟まれ、アーム上にうつ伏せ状態で発見された（被災直後、同僚が声をかけた時には応答があった）。 被災者救出に当たっては、バックホウが急斜面に不安定な状態にあったことで、救出作業が難航し数時間を要することとなった。 13 時 30 分頃、柚ノ木林道上に引き上げられ、13 時 40 分頃救急車で前田メディカルクリニックへ搬送された。 14 時 47 分頃、搬送先で死亡が確認された。 被災者は、死因及び被災状況から、バックホウ横転時にキャビンから投げ出され（ドアは空いていた）、被災したものと同様に推察される。 また、関係者の話や被災状況から、ヘルメットは着用していたもののシートベルトは未着用であったと推察される。
10 そ の 他	

災害発生箇所位置図

(高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林9林班)

災害発生箇所

高知中部森林管理署

香美市消防本部 香北分署

南国警察署大栃駐在所

前田メディカルクリニック

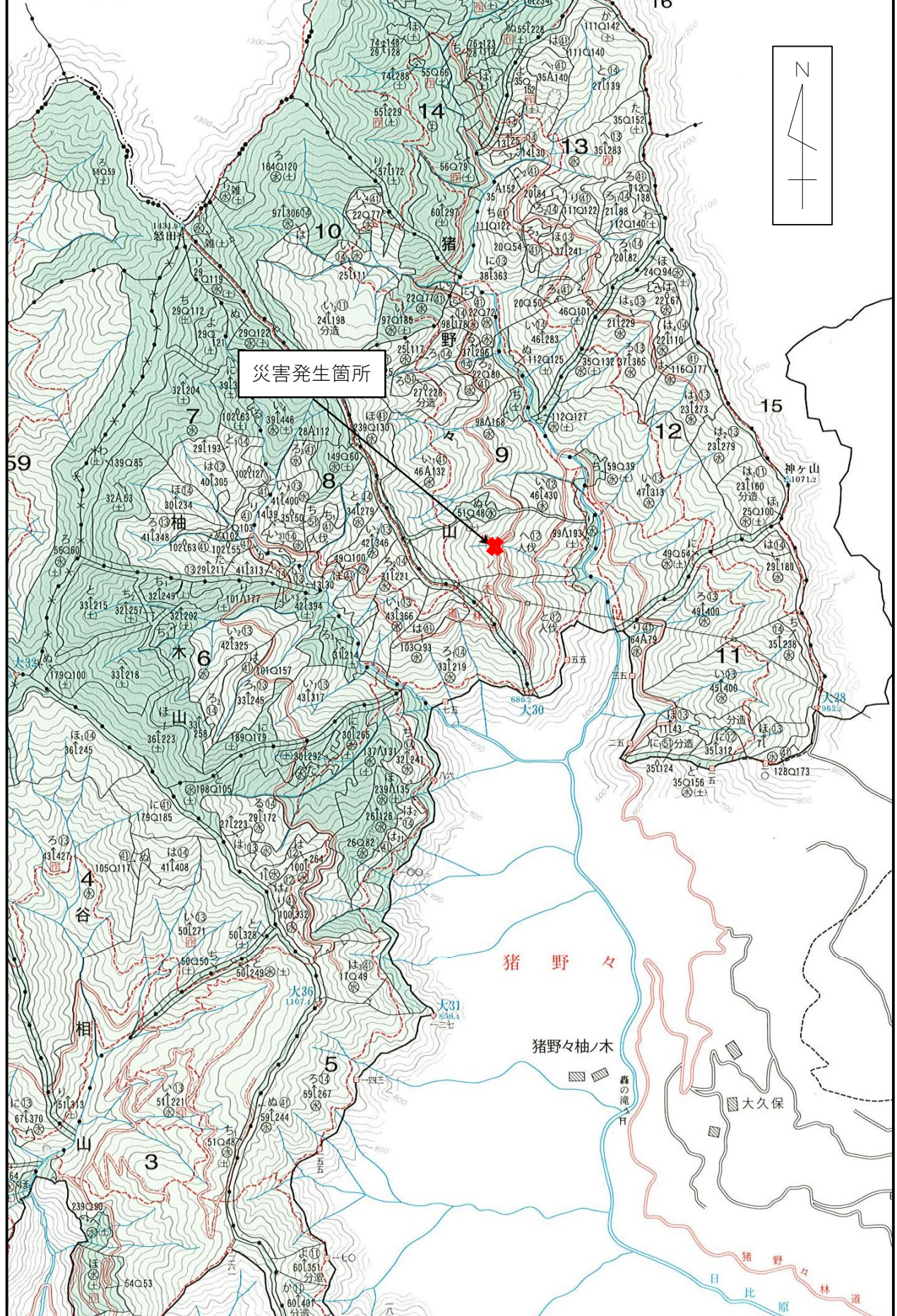
	各機関	距離 (km)	時間 (分)
災害発生箇所 からの 距離及び時間	高知中部森林管理署	15.5	35
	南国警察署大栃駐在所	16.2	36
	香美市消防本部香北分署	16.8	36
	前田メディカルクリニック	22.1	44

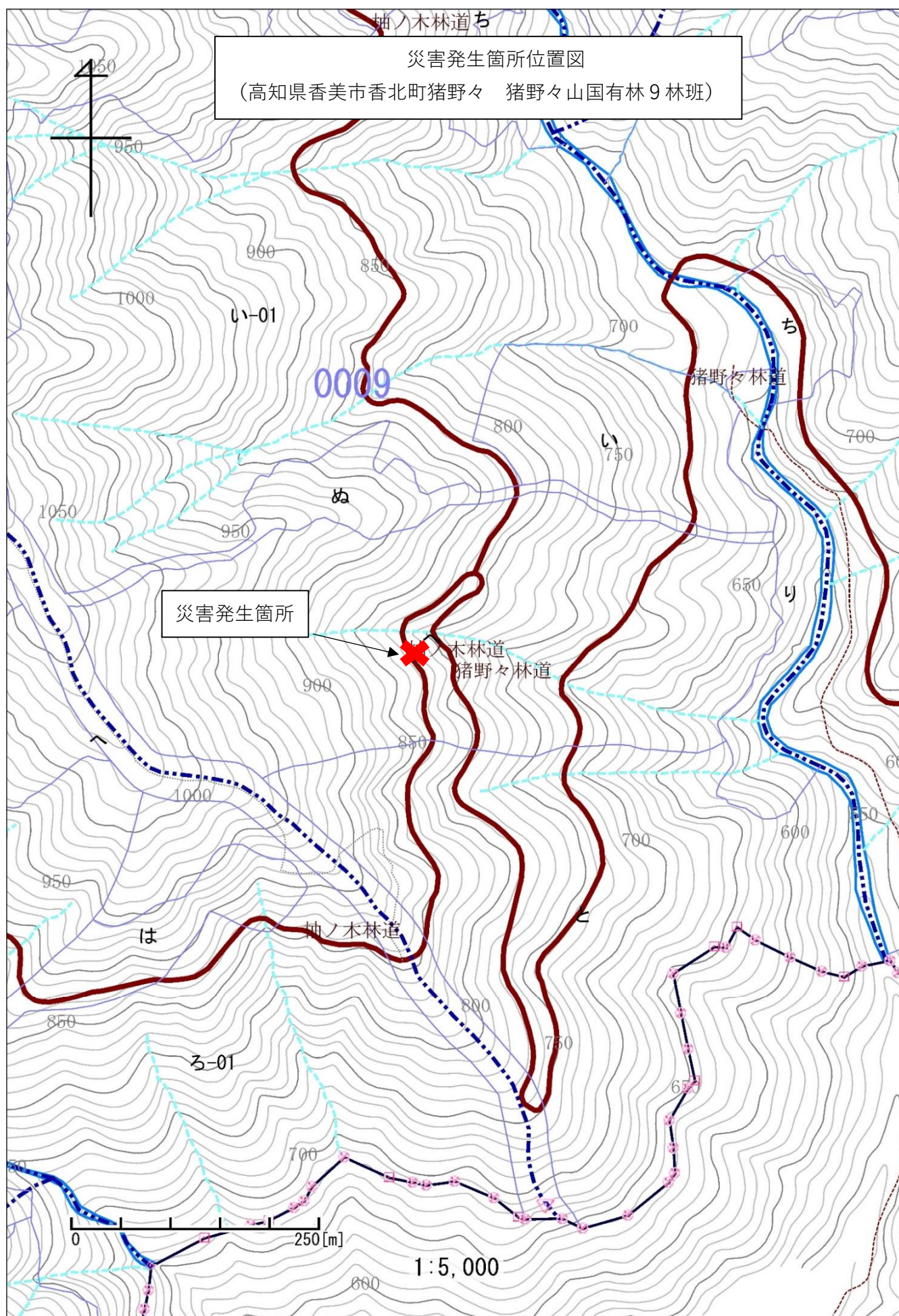
災害発生箇所位置図

(高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林9林班)

S=1/20,000

森林管理者

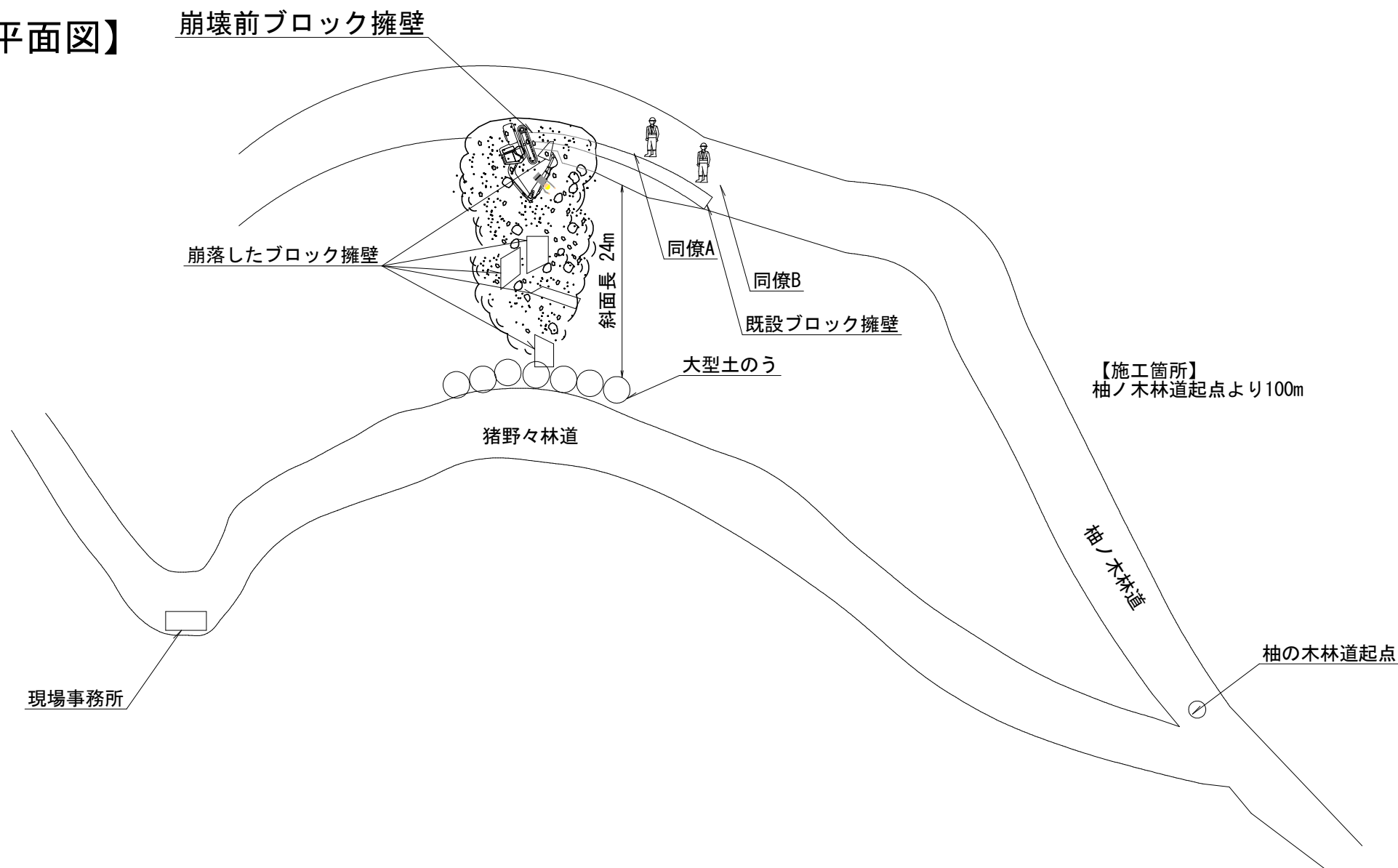




災害発生箇所 見取り図

高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林9林班

【平面図】



災害発生箇所 見取り図

高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林9林班

【平面図】

(横転前) 掘削土砂取り除き作業

L=約10.0m (崩落ブロック延長)

仮設道幅

2.3m

4.0m以上

同僚A

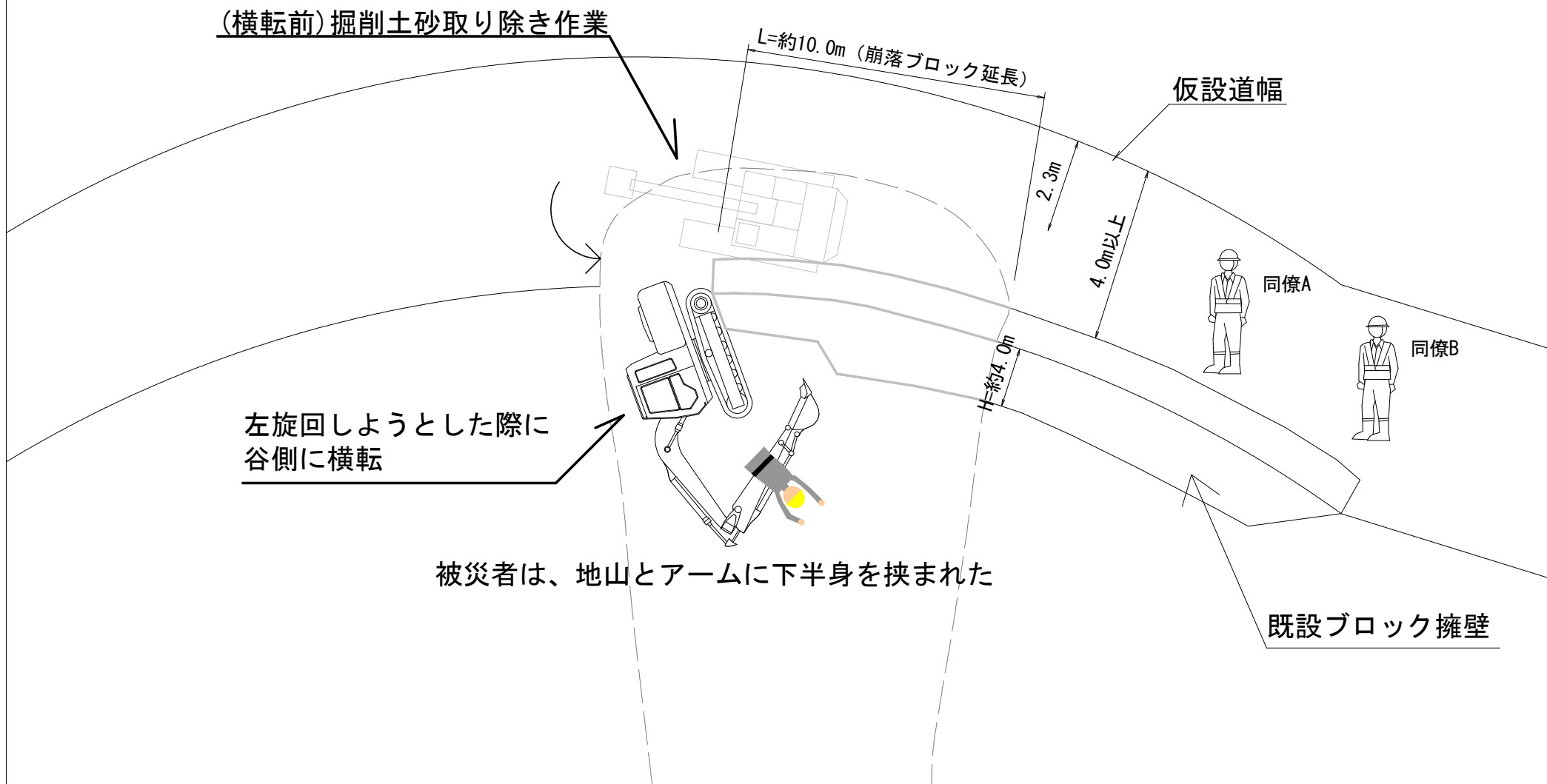
同僚B

左旋回しようとした際に
谷側に横転

H=約4.0m

被災者は、地山とアームに下半身を挟まれた

既設ブロック擁壁

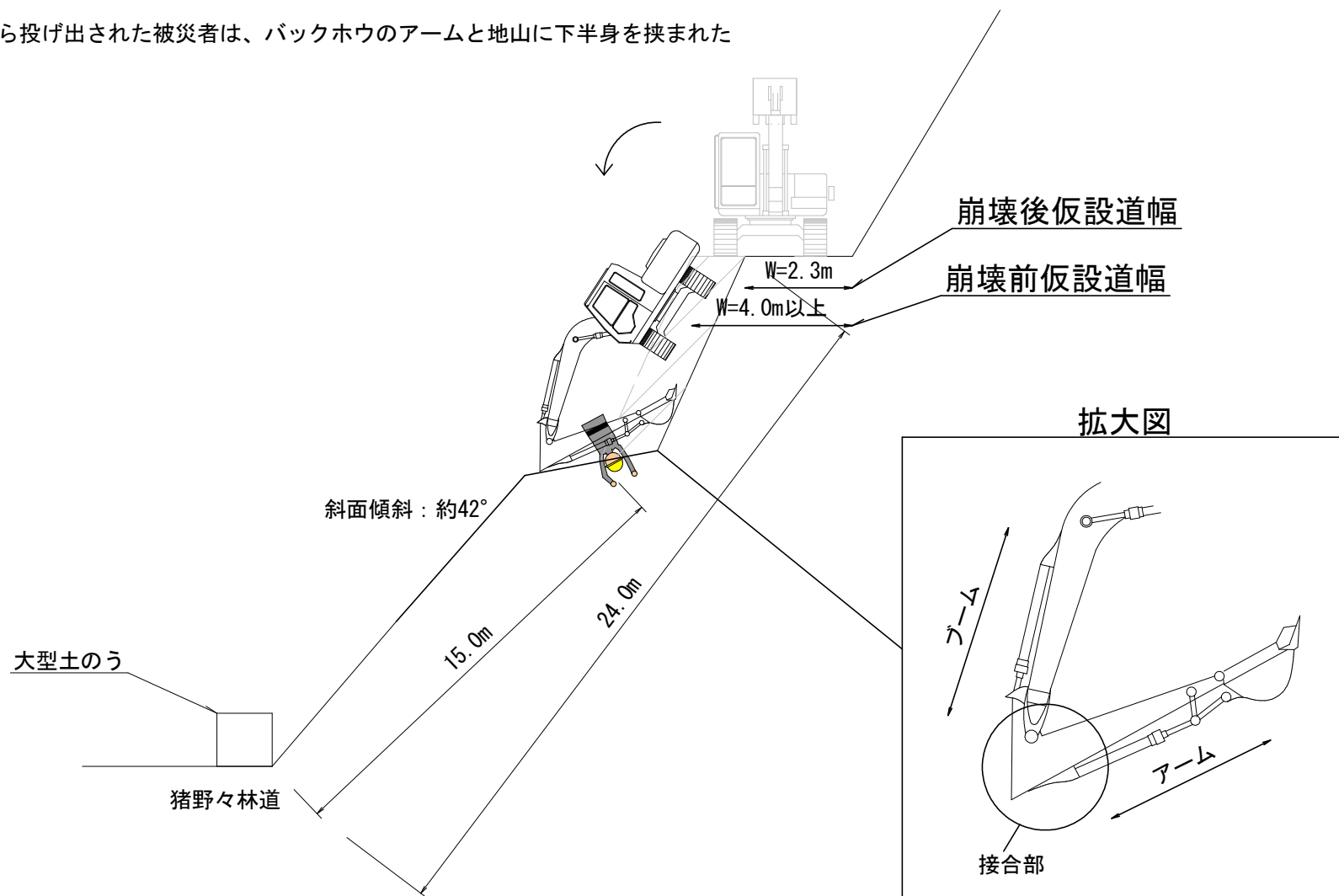


災害発生箇所 見取り図

高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林9林班

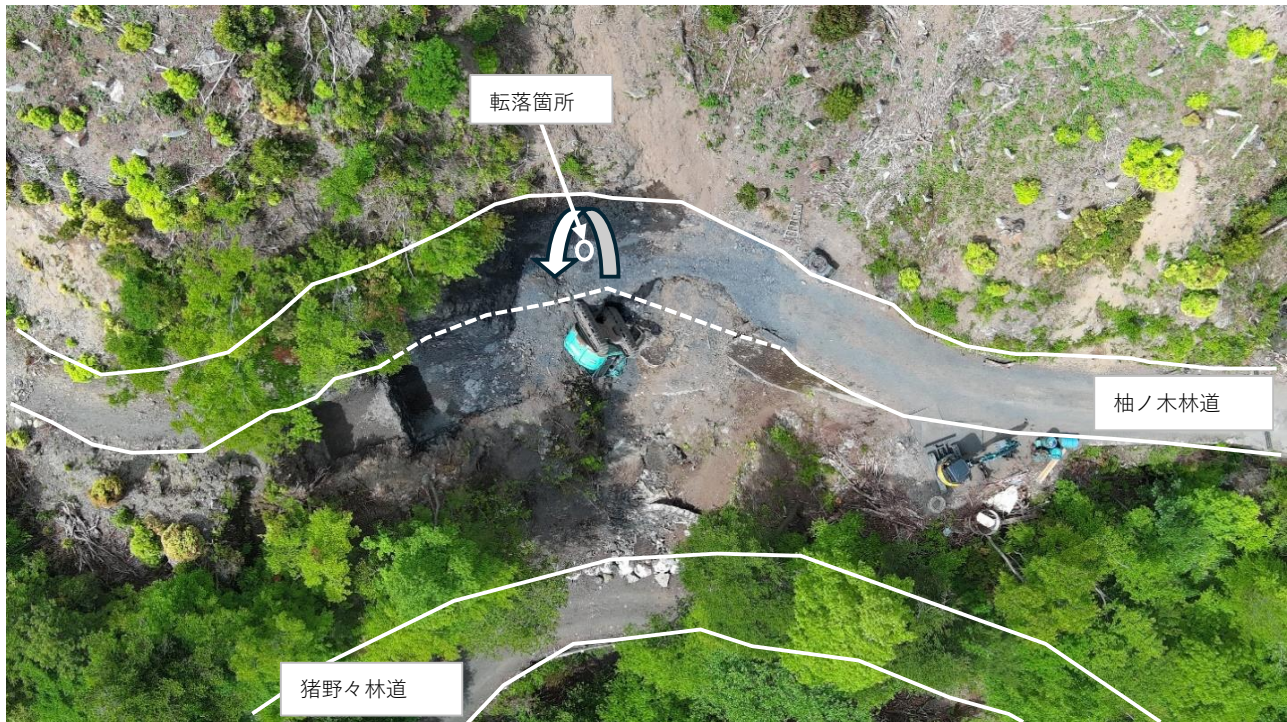
【断面図】

* キャビンから投げ出された被災者は、バックホウのアームと地山に下半身を挟まれた



重大災害発生状況写真（１）

高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林 9 林班



重大災害発生状況写真（２）

高知県香美市香北町猪野々 猪野々山国有林 9 林班

